

WELCOME



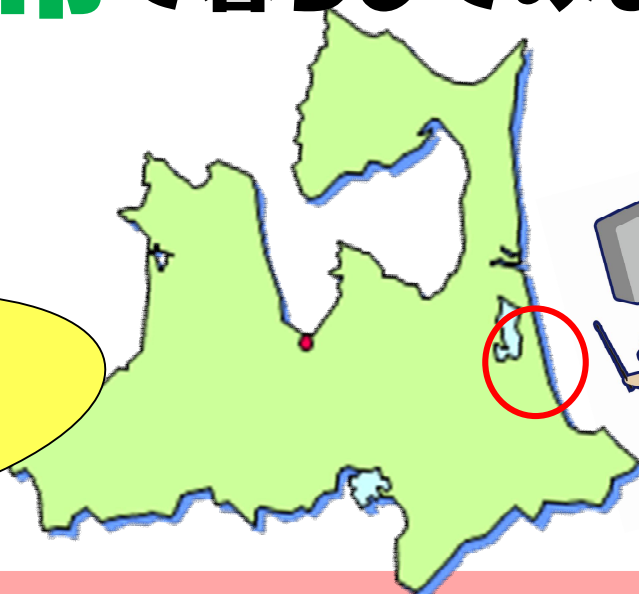
歩いていける**アメリカ**があるまち



三沢市で暮らしてみませんか



支援金を受けられる条件は
次のページ(裏面)の
チャートを見てみてね♪



三沢市移住マスコット
みさあしつじ

東京圏から三沢市に移住してきた方へ **移住支援金**を支給します！

◆**単身世帯 60万**

◆**複数人世帯 100万**

+

⚠ **申請期限**

令和8年1月16日まで
転入後1年を過ぎると
申請できないのでお早めに！

さらに
18歳未満の子ども1人につき

100万円加算



お問い合わせ

三沢市役所 政策調整課 企画戦略係
(三沢市桜町1-1-38 本館2階)
TEL:0176-53-5111(内線 532)
E-mail:msw_kikaku@misawashi.aomori.jp

申請書類に
ついてはこちら



START

申請日時点で、三沢市へ転入後1年以内である。

NO

YES

世帯員がいずれも、過去に移住支援金と同様の趣旨の補助金等の
交付を受けたことがない。

NO

YES

移住前の居住地もしくは勤務地が下記に該当していますか？

現在、東京23区内に居住または東京圏(※₁)に居住している。
(※₁)東京都・埼玉県・神奈川県・千葉県(条件不利地域(※₂)を除く)

(※₂)条件不利地域については、お問い合わせください。

NO

YES

住民票を移す直前の10年間のうち

通算5年以上、東京23区内に居住
または 東京圏に居住し、東京23区内に通勤している。

NO

YES

住民票を移す直前の1年以上

連続して1年以上、東京23区内に居住
または 東京圏に居住し、東京23区内に通勤している。

NO

YES

移住後の働き方は、下記のいずれかに該当していますか？

就業

①あおもりジョブ掲載求人で採用され
就業している。(週20時間以上就業)

あおもりジョブとは、
青森県公式就職情報サイトのこと。
詳細はこちら⇒



⚠ハローワークとは異なります！

専門
人材

②専門人材として、「プロフェッショナル人材事業」または
「先導的人材マッチング事業」を利用して就業している。(週20時間以上就業)

テレ
ワーク

③所属企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住し、三沢市を
生活の本拠地として移住元での業務を引き続きテレワークで行っている。
(週20時間以上就業)

起業

④起業した又はする予定であり、県が実施する
「あおもり移住起業支援事業費補助金」の
交付決定を受けて1年以内である。

あおもり移住起業支援事業費
補助金についての詳細はこちら⇒



関係
人口

⑤農林水産業に就業し、関係人口の要件を満たしている。

NO

YES

移住支援金申請日から 5年以上、三沢市に住み続ける意思がある。

NO

YES



受給できる可能性あり

「移住支援金」対象外

